

## 二本松市手話言語条例

手話は、自らの意思や物の名称等を、手指や体の動き、表情等により視覚的に表現する独自の体系を持つ言語であり、ろう者が、心豊かな日常生活を営み自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。

二本松市は、福島県内で初めて独立したろう学校が開設された地です。

障がい者に対する理解が、今よりもずっと乏しい時代、ろう者は、聞こえる人の中で差別や偏見に苦しみ、不便や不安を抱えながら日々生活をしていました。

このような中、大正15年、私立二本松聾啞学校が二本松市（当時の岳下村）に開校されて以来、ろう教育に貢献し、昭和19年に県立福島盲啞学校に合併し県へ移管となりましたが、ろう者の心の拠り所として私立二本松聾啞学校が果たした役割はとて大きかったと言えます。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、いまだ手話に対する理解が深まっているとは言えません。

私たちは、ろう者や、ろう者に関わる先人たちの労苦に思いを馳せ、手話が言語であることを理解し、ろう者が安心して手話が使え環境を整えるとともに、全ての市民が隔たりなく、互いに尊重し合いながら暮らすことのできる住みやすいまちの実現を目指し、ここに手話言語条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市が手話に関する施策を推進することにより、全ての市民が個性と人格を互いに尊重し、支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

第3条 手話の理解及び普及は、音声言語と同様に一つの言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として行わなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する市民の理解と手話の普及を促進し、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（県との連携及び協力）

第7条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、福島県と連携し、及び協力するものとする。

（施策の推進）

第8条 市は、次に掲げる法令の規定に基づき策定した計画において、手話の普及等に必要の施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 二本松市障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項）
- (2) 二本松市障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項）

（手話を学ぶ機会の確保）

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員、手話サークル、手話に関わる団体その他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

（手話通訳者等の養成及び確保等）

第10条 市は、手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び確保並びに手話技術の向上を図るものとする。

（学校における手話の普及）

第11条 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るため、児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会を促進する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（医療機関における手話の普及）

第12条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第13条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第14条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第15条 市は、聴覚障がい者の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。